

翻 訳

## 中国における貿易の国家独占制を めぐる論争（I）

片 岡 幸 雄  
林 家 凡

従来の旧社会主義体制のほとんどの国々においては、対外貿易は国が一手に取り仕切る国家独占制によって執り行われてきた。対外貿易のこのやり方の是非については、資本主義国の側からは数多の批判的意見が出されてきたが、現に国家独占制で貿易を行っている当の社会主義諸国で、正面きってこの問題が論じられるようになったのは、比較的最近のことである。ソ連においてはゴルバチョフ氏によって、経済体制改革なり、貿易体制改革なりが精力的に推し進められてきたが、従来の統一性を維持した形での改革は未完に終わり、統一性をもった形での改革の基軸は四分五裂してしまった。東欧諸国の情況もまた然りである。

中国において経済体制改革が打ち出されるのは1978年末の党11期3中全会のことであるが、翌79年には広東省、福建省に対する特殊政策に関する決定がなされ、経済特区が設立された。爾来漸次部分的に貿易体制改革が推し進められてきたが、1984年には貿易体制改革の全体的な青写真が対外経済貿易部によって取り纏められ、國務院もこれを批准した。今日もこれが基本的な路線である。

1985年からは、対外経済貿易部は輸出商品の買付け計画、地域別配分計画の編成を取り止め、これら計画を下達することもなくなった。地方及び

対外貿易会社は輸出計画任務に基づいて、自らがこの部門の営業活動の全般を取り仕切るということになったのである。輸出計画が実行される商品は、特に指定された100品目前後に限定された。国は輸出総額の指標と、計画管理主要商品の輸出数量指標のみを下達するというにすぎなくなった。前者は指導性計画であり、後者は指令性計画である。協定貿易を除くその他の品目商品は、生産企業と対外貿易会社が自由に契約によって取引活動してよいということになった。

輸入に関しては、中央の外貨によって輸入する少数の重要商品、大型プラント及び技術、協定貿易などは、対外経済貿易部が国家計画に基づいて項目毎に輸入計画を下達し、指定された対外貿易会社が専らこれの輸入にあたることになっていたが（これは指令性計画である）、その他の輸入については輸入計画を下達するという方式は取り止められ、需要者が対外貿易会社に輸入を委託して代理輸入するか、あるいは対外貿易権をもつ場合には需要者がみずから自分で輸入するといった方法がとられることとなった。

貿易体制改革の進行過程の中では、上述のように従来対外貿易専門総会社に独占されていた対外貿易権が漸次下放、移譲されてきたわけであるが、1988年対外貿易会社の設立あるいは対外貿易権の賦与に関する審査・批准権が地方に与えられることとなり、ここで従来の専門総会社傘下の分公司は全国的に独立、対外経済貿易部は地方、対外貿易会社といくつかの貿易指標に基づいて請負契約を締結して貿易を行わせることとした。第一次の対外貿易の請負経営責任制では、対外貿易会社の赤字部分を一定の指標に基づいて国家が補填するということと外貨の配分問題が、重要な内容として装置されていた。1991年からの第二次請負経営責任制では、少なくとも中央は対外貿易会社の経営赤字に対して何らの補填も行わない損益自己負担制が導入され、外貨の配分に関する指標も大幅に変更された。

1979年以来の中国の貿易体制改革の大きな流れは、以上述べてきたようなところであるが、この過程で従来の貿易体制に対する理論的再検討がな

されなければならなかったことは言を俟たない。従来の貿易体制はどのようにして導入・構築されたのか、またその客観的必要性はどこにあったのか、従来の貿易体制の本質は畢竟何なのか、またその現実の運用形態はどうだったのか、現下の状況の中でそれはどのように改革あるいは運用されるべきであるのか等々の議論が、俎上に上せられてきたのは当然のことである。

「中国における貿易の国家独占制をめぐる論争」のこの企画の第1回目に紹介するのは、陝西省国際貿易研究所の邱徳民氏による「蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一对外」（中国社会科学院世界経済与政治研究所「世界経済」誌、1986年第12期）論文である。本論文の編集にあたり、自ら本論文に若干の斟酌を加えたことを示唆する編集責任者史敏氏（現中国社会科学院亜州太平洋研究所副所長）は、本論文が従来の貿易体制の正統的解釈に対して極めて大胆かつ鮮烈な問題提起をした論文であることを、筆者に告げてくれた。確かにこの論文は、貿易の現実の経営という面からの感覚からしても、中国経済学会の正統派の重鎮許涤新氏（國務院の重要なポストを歴任し、中国社会科学院副院長兼経済研究所所長、全国人民代表大会代表、同常務委員会委員などの経歴をもつ、中国経済学者として世界的に著名な重鎮、1988年没）などの見解に真っ向から挑んでいるという点からしても、鮮烈な印象を与える力作論文である。しかも、邱徳民氏は折からの貿易体制改革の中で、地方の貿易計画担当者であり研究者でもあるという立場から問題を提起しているという点が、誠に興味をひくところである。

翻訳にあたっては、共訳者の林家凡氏が先ず下訳し、片岡がこれに加筆、修正を加えるという形をとって仕上げた。邱徳民氏のこの同一タイトルの論文は、本訳稿の原本である上記「世界経済」誌掲載のものと、対外経済貿易大学「国際貿易問題」誌、1986年第6期掲載のものとの両種がある。両者には表現上に若干の差異があるため、いずれを原本にすべきか迷ったが、より詳しい表現形態とっている「世界経済」誌のものを採用することにした。

引用文献の中邦訳が捜し当てられたものについては、該当箇所は邦訳文を採用し、邦訳文献を示したが、いくつかのものについては、捜し当てられないか、本学図書館あるいは近傍の学術機関、図書館に該当邦訳文献がないか、何らかの理由で該当書が参照できない事情（例えば、広島大学の図書館は現在キャンパス移転中で書籍を利用することができない）にあったものである。ご寛恕を乞うとともに、碩学のご教示を切にお願いする次第である。

片岡幸雄

## ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制

陝西省国際貿易研究所 邱 徳 民 著

片岡幸雄

林家凡

共訳

およそここ半世紀、ソ連の貿易の国家独占制は、社会主義国家が貿易管理を行う場合の伝統的なモデルとされてきた。しかも、ユーゴスラビアを除く社会主義諸国の対外貿易活動指導の正統理論でもあった。この体制は、我国の経済理論学会、また対外貿易活動に従事する人々の中に強い影響力を持ってきた。

党第11期3中全会以来、我国は漸次対外貿易体制の改革に推し進めてきたが、これにつれて、特に我国理論界では一つの論争が起ってきた。貿易経営権の“下放”にともなって対外交渉の窓口が増加してきたこと、盲目的な競争という現象が出てきたこと、こういったことをうけて我国理論界には、ソ連の対外貿易独占体制の問題に対して根本的に対立する2つの立場が形成されてきた。

一つは、ソ連の対外貿易の国家独占制は「統一対外貿易体制を実現し、分散主義とグループ・エゴイズムに反対する強力な理論的武器であり」、<sup>(1)</sup>

国家の対外貿易独占制は貿易体制改革の指導思想となすべきものであるという主張である。

今一つは、ソ連の対外貿易の国家独占制はソ連の特殊な歴史的条件下でつくり出されたものであり、明らかに歴史的限定性を持っている。したがって、社会主義国家の今日の経済における貿易の発展には十分応えることができない。必ずや改革を行わなければならない。こういった見解である。

双方の論争の焦点は、ソ連の対外貿易の独占制というのは“完全独占経営”ということなのか否か、統一対外貿易体制との区別はどういうことになるのか、こういったことになる。この論争は、ソ連の対外貿易の国家独占制をどう評価するかということ、また我国の貿易体制改革のモデルの選択としてはどういうことになるのかといった問題に関係することは明らかである。今日すでに我国の対外貿易分野ではさまざまな経済構成が並存しており、ソ連の対外貿易の国家独占制の経緯なり、またその我国の統一対外貿易体制との関係を明確にすることは、極めて重要な理論的かつ実践的意義をもっているといえよう。

### ソ連の対外貿易国家独占制の本質

ソ連の対外貿易国家独占制とは何か？これに関して、このところ我国の学者達はいろいろな解釈を下している。概括的に言えば、主に3つの意見に分かれる。

一つの解釈は、「ソ連の対外貿易国家独占制というのは、全人民所有制の基礎の上で社会主義国家が対外貿易のすべてを統一管理し、経営するという制度である<sup>(2)</sup>」とする見解である。

二番目解釈は、「いわゆる国家独占制というのは、国の対外経済及び貿

(1) 童書興『統一対外是發展我国対外経済貿易的客観需要』、『国際貿易問題』、1986年第2期。

(2) 許添新『政治経済学辞典』。

易活動を国家が直接に指導し、国家の指定したそれ専門の政府部門が一切の権限を握り管理することだ<sup>(3)</sup>とする見解である。

第三の解釈は、「統一指導、集中管理と各部門、各地区の経営の積極性を発揮することは、社会主義対外貿易の国家独占制の不可分の2つの側面であり」、「国家独占制を即完全独占経営体制」とみなすのは、「ソ連の対外貿易の国家独占制に対する誤った解釈である<sup>(4)</sup>」と批判する見解である。

これらの解釈にはいずれにもそれなり理由が存在するが、それぞれ一面的たるを免れえない。第一の解釈は対外貿易の国家管理と経営という面に目をつけているが、対外貿易の国家所有という面をゆるがせにしている。第二の解釈は対外貿易の国家管理という面だけに目をつけ、国家所有と国家経営という面をゆるがせにしている。第三の解釈は、対外貿易の国家管理に注目しているが、一方で国家所有権の問題をゆるがせにしている。しかし、対外貿易独占制というものに、「各部門、各地区の経営の積極性を発揮させる」という内容をつけ加えた。はっきり言って、これはきちんとした内容となっていないし、妥当とは言えないだろう。

では、一体どのようにしてソ連の対外貿易の国家独占制を認識すべきなのか。

周知のように、ソ連の対外貿易の国家独占制は、レーニンによってはじめに提起されたものである。レーニンは、対外貿易の独占制に対して具体的な解釈を与えていない。しかし、レーニンの対外貿易の国家独占制に関する思想は、ソ連のいくつかの文献や教科書の中にはっきりと反映されている。

レーニンは1918年4月22日自らサインした「対外貿易の国有化について<sup>(5)</sup>」という法令の中で、先ずソ連の対外貿易の国家所有制という性格を明確に肯定している。法令の規定では、「対外貿易のすべてを国有化し」、同

(3) 秦宣仁『論我国新時期的外貿体制』、「国際貿易」、1985年第4期。

(4) 徐世偉『試論我国対外貿易制度』、「国際貿易」、1983年第2期。

(5) [ソ連]「法令匯編」、1918年第33期。

時に、「国有化した対外貿易を管理する機関は工商業人民委員部である」と明確に規定されている。これは対外貿易管理権の国家独占と考えることができる。それだけではなく、法令ではまた外国とさまざまな物財の交易を行うには、「特別に授権された機関がロシア共和国を代表してこれを行う」と規定されていた。

一部の人はこの文言を単純に国家批准をうけた対外貿易経営権をもつ企業と解釈し、対外貿易の国家独占制に完全独占経営問題が存在することを否定する論拠としている。しかし、これは間違っている。法令では「特別授権」されるのは「機関」であり、企業ではないと明確に示されている。ロシア語では機関は *Орган* であるが、企業は *Предприятие* である。この2つの単語の意味は全く異なり、混同の余地はない。では、どんな機関がこれにあたるということなのか。1925年10月ロシア共産党（ボルシェビキ）中央全体会議の「対外貿易にかんする決議」の中ではこう書かれている。「国家が自ら特別に設立した機関即ち対外貿易人民委員部によって対外貿易を行う」。ここでいういわゆる特別に設立された機関もいならば「特別に授権された機関」である。この国有化法の中で外国と各種物財の交易を行うのは、「特別に授権された機関がロシア共和国を代表してこれを行い、これらの機関を除いては外国といかなる輸出入貿易を行うことも禁止する」、といているのだとわかる。これは、対外貿易経営の国家独占、すなわち完全独占経営ということを指している。実行上実際に存在した国家購買委員会、中央連合総社及びその下屬組織等が直接対外折衝をしたのかというと、当時の客観情勢としては、そのときソ連は専門的な対外貿易の専門機関をつくるのが間に合わなかったし、また当時協約国がソビエト共和国に対して経済封鎖を実行したので、協約国のメンバーとソビエト政府とが、直接に貿易を行えるような事情にはなかったのである。このことは、必ずしも対外貿易では国家独占制が必然なのだとということではなく、むしろ対外貿易の国家独占制がまだ暫くは全面的な形で実行されないうでいたということを物語っている。

ソ連が対外貿易で国家独占経営を行うということは、ソ連の「経済学教科書」の中にはっきりとのべられている。「外国貿易は国家の独占であることが宣言され、商品の輸出入は私人の手からとりあげられて、国家機関の手にうつされ<sup>(6)</sup>、「企業は、…経営上の自主性はすこしもなかった」<sup>(7)</sup>。1924年ソ連では対外貿易部が改組され、企業的格をもつ輸出入局が設立された。ここでは固定資金と流動資金に分け経営計算を行い、輸出入業務、またその他対外貿易の営業活動を行うようになった。その後、ソ連の対外貿易機構は何度か機構改革されたが、対外貿易の営業活動はずっと中央の対外貿易專業公司（合同体）が統一して行い、地方及び生産企業は対外貿易経営権をまったくもたなかった。人によっては、レーニンの1921年の対外貿易人民委員部改組の指示、即ち「各関係主管機関に独自に外国との折衝なり、契約締結権及び契約履行権なりを与える<sup>(8)</sup>」ということの内容を根拠として、国家独占は完全独占企業経営ではないということを論証しようとするが、これは理に適っていない。ここで独占経営権を持っているのは依然として国家利益を代表する「各関連主管機関」であり、企業ではない。われわれが言う完全独占経営の本質というのは国家経営を指すのであり、なんらかの部門の経営を指すのではない。また個別企業の経営ではない。後の方のものは「完全独占」とも言えるけれども、国家独占という意味の完全独占経営ではない。そして、これは実際にはソ連には存在していない。

以上の分析からよくわかるように、ソ連の対外貿易独占制はとりもなおさず中央集権制ということであり、対外貿易の所有権、管理権及び経営権の3権の国家独占制ということである。ソ連では対外貿易の国家独占制が初めて打ち出されてから、1920年代の過渡期を経て30年代に確立されたが、それ以後、ソ連では「対外貿易はすべてソ連貿易人民委員部及び対外貿易

(6) 「蘇聯政治経済学教科書」, 中国語翻譯本, 人民出版社, 1955年6月(初版本), 348頁。ソ同盟科学院経済学研究所著, マルクス・レーニン主義普及協会訳「経済学教科書」, 第3分冊, 合同出版社, 1955年, 562頁。

(7) 同上中国語翻譯書, 357頁。同上邦訳書, 575頁。

(8) 「レーニン全集」, ロシア語版, 第20巻, 111頁。

人民委員部系統の対外貿易組織に集中させられた。この体制はソ連では基本的に現在までずっとそのままである<sup>(9)</sup>。これは、基礎のかたまっていなかったソビエト共和国の独立と主権を守り、戦争のきずあとを癒し、社会主義建設を推し進める上で極めて重要な役割を果たした。また、その他の社会主義国の対外貿易管理に対して大きな影響をあたえた。それらの国々は建国してから自ずとこれにならって、ソ連の国家独占制型の貿易モデルを打ち立てた。

しかし、実践からわかるように、ソ連のこの対外貿易の国家独占制は社会主義の現代化を推し進めていく場合ははなはだしい欠陥があった。これは高度の集権的モデルであり、社会主義商品経済を発展させていく客観的な要求にマッチしていない。したがって、1950年代から、ほとんどの社会主義国は相次いで程度の差こそあれ、自国の対外貿易の国家独占制管理体制に対して改革を行ってきた。改革の焦点は、過度に集中された国家管理と国家独占経営、即ち完全独占経営の改革にある。ソ連自体でさえも1960年代から、国家独占型の対外貿易体制の部分的な改革を推しすすめざるをえなかった。特にゴルバチョフがでてきてから、改革のテンポがはやまった。今年（1986年…訳者註）からソ連では伝統的な経済体制と対外貿易体制の改革はすでにはっきりとした進展を見せ始めた。

### ソ連の対外貿易国家独占制の歴史的背景

ソ連の対外貿易の国家独占制は、十月革命が勝利をおさめた直後の、特殊な歴史的条件下で生まれたものであり、対外貿易管理上における物財経済論の集中的な表現である。周知のように、十月革命の勝利の後、ソ連は4年間の帝国主義戦争と3年の反武装干渉戦争によって貧困の窮地に陥っていった。1920年までは、農業の総生産高は戦前のおよそ半分くらいにしかすぎなかった。工業は壊滅状態にあり、大多数の工場は生産を停止し

(9) [ソ連] И.П. 法明斯基著、金茂遠譯「当代国際貿易」、中国対外経済貿易出版社、1983年、278—279頁。

ていた。鉱山や内部の坑道なども破壊され、国が持っていた金属や綿布類の備蓄もすでにそこをついていた。<sup>(10)</sup>このような状況の下で、ソビエトは極めて困難な防衛条件に備え、後方のすべてを前線に服務させるために<sup>(11)</sup>、まず経済面で大なたを振るった。そして「収奪者を収奪する」革命を行って、「銀行と保険事業をも、もっとも重要な工業部門(石油、石炭、冶金、砂糖、その他)をもただちに国有とし」<sup>(12)</sup>、「すべての工場、鉄道、銀行、船隊、その他の生産手段と流通手段のソビエト共和国財産への移転を、最後まで遂行し、完成することとした」<sup>(13)</sup>。断固として「商業を、計画的・組織的な生産物分配に代え」<sup>(14)</sup>、全国に「国家独占制」の経済管理体制を施行したのである。対外貿易はソビエト国民経済の一つの構成部分として、国内外の戦争という環境に対する必要と国家独占制という国民経済の管理体制の要求に応えなければならなかった。対外貿易の国家独占制は、正にこのような特殊な歴史的条件下における産物であった。

理論的にみれば、ソビエトが十月革命勝利後たちどころに実物経済の推進に力を入れ、「国家独占制」经济管理と対外貿易体制を行ってきたのは、レーニンの社会主義社会というものの経済的性格に関する認識と不可分の関係にある。レーニンはかつて、マルクス、エンゲルスの未来の社会主義に対する構想に依据して、社会主義国家は「社会全体が、平等に労働し平等に賃金をうけとる、一事務所、一工場となり」、「すべての市民が、一つの全人民的な国家的『シンジケート』の勤務員と労働者になる」<sup>(16)</sup>と考えた。十月革命の勝利後、彼は社会主義社会に商品・貨幣関係が存在しつづける

(10) 「聯共(布)党史簡明教程」, 274頁。

(11) 同上書, 253-254頁

(12) 列寧著「革命的任務」, 1917年10月。ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス=エンゲルス=レーニン研究所編, マルクス=レーニン主義研究所訳「レーニン全集」, 第26巻, 大月書店刊, 1965年, 54頁。

(13) 「列寧全集」, 第27巻, 140頁。同上邦訳「全集」, 第29巻, 91頁。

(14) 「列寧選集」, 第3巻, 749頁, 同上邦訳「全集」, 同上巻, 100頁。

(15) 同上「選集」, 第3巻, 542頁。同上邦訳「全集」, 第27巻, 339-340頁。

(16) 同上「選集」, 第3巻, 258頁。同上邦訳「全集」, 第25巻, 511-512頁。

ことを否定し、「貨幣の廃止を準備するもっとも急進的な諸方策」<sup>(17)</sup>を提唱した。

1921年になって、レーニン是自己の上述の考え方が現実から遊離したものであることをはじめて認識した。商業こそは「指導的共産党にとっては、‘全力をあげてつかまなければならない’環である。…いまこの環を十分にしっかりと‘つかむ’ならば、われわれはごく近い将来に、鎖全体をまちがいなく手におさめるにちがいない」<sup>(18)</sup>。そして、「新経済政策の基本的なこととしての商品交換が第一位に押しだされる」<sup>(19)</sup>ことを提起したのであった。

ここでレーニンは、商品交換を最も重要な地位に置かなければならないこととしたのだったが、同時にこれは、決して「単一の国家経済計画を改めるものではなく、またその枠外に出るものでもなく、その実現のためのやり方を改める」<sup>(20)</sup>ということなのだ、とも言っているのである。これは、レーニンが物財経済論の影響からまだ徹底的に抜け出しきっていないことを表わしている。だから彼は、「かならずしも専売を社会主義の見地からみて最善のものと思わなければならないわけではない」<sup>(21)</sup>という認識に達してはいたのだが、実践的には彼は依然として国家独占的な経済体制モデルをとっていたのである。これこそが、対外貿易の国家独占制をずっと今日のソ連にまでひきつづき存続させることができてきた、一つの重要な思想的根源であるといえよう。

### ソ連の対外貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制

ここ数年来、我国の貿易体制改革の中で、ある人はソ連の対外貿易の国

(17) 同上「選集」、第3巻、750頁。ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編、マルクス＝レーニン主義研究所訳、「レーニン全集」、第29巻、大月書店刊、1965年、101頁。

(18) 「列寧選集」、第4巻、578頁。同上邦訳「全集」、第33巻、103頁。

(19) 「列寧全集」、第32巻、424頁。同上邦訳「全集」、第32巻、462頁。

(20) 「列寧全集」、第35巻、534頁。同上邦訳「全集」、第35巻、587頁。

(21) 同上「全集」、第32巻、215頁。同上邦訳「全集」、239頁。

家独占制と我国が統一して対外貿易を行うというやり方とを混同して論じ、国家の独占制は外国に対して統一してあたるということの理論的な武器であり、対外貿易独占制がなければ、統一して外国にあたるということも存在しえないと考えた。筆者の考えでは、これは受け容れがたいものである。レーニンがかつてこう言った。「社会科学の問題でもっとも確かなこと、必要なこと、重要なことは、基本的な歴史的関連をわすれないことであり、ある現象が歴史上にどのようにして発生したか、この現象はその発展においてどういう主要な段階をとってきたかという見地から、どの問題をも考察することである」<sup>(22)</sup>。

前述のように、ソ連の対外貿易の国家独占制は、ソ連で内外の戦争の時期、国家の物資が極端に欠乏したという歴史的条件下で出てきたものである。これはソ連の対外経済関係において、「統一して外国にあたる」という意味での客観的な役割を果たしてきた。しかし、このような「独占」というのは対外貿易の所有権、管理権と経営権の「国家独占」ということであり、実質的には対外貿易の分野において国内の反動分子と資本主義的な要素の権利を取り上げるという意味の専政であり、生産関係の範疇に属するものである。

これに対して、我国が行ってきた統一対外というのは、社会主義建設期において各地区、各单位が輸出入業務を行っていく中で出てきた盲目的な競争の問題から提起されてきたものである。ここでいわれる、いわゆる「統一」というのは、各地区、各单位が輸出入の営業活動を行っていくためのきびしい要求であり、管理手段にすぎなかった。これは上部構造の範疇に属する。したがって、これは輸出入経営権に対する国家の「独占」ではない。だから筆者の考えでは、対外貿易の国家独占制ということと、統一して外国にあたるということには一定の関係はあるが、両者はやはり同じ範疇ではない。両者の間には原則上の違いが存在するのである。

まず第一に、対外貿易の国家独占制は対外貿易の所有権、管理権と経営

(22) 「列寧選集」, 第4巻, 43頁。同上邦訳「全集」, 第29巻, 480頁。

権を「国家機関」にすべて集中し、企業を国家機関の附属物に変え、それが元来持っている活力をうしなわせてしまう。これに対して、統一対外というのは企業自主権を認め、企業の積極性を発揮させるという前提の下における、国家の指導と監督である。要約するならば、前者は対外貿易の管理と経営の決定権を国家レベルに集中するというものであり、一本建ての構造である。これに対して、後者は対外貿易の経営権を企業に与え、さらに対外貿易の管理権も国家、部門、地方及び企業の4つのレベルに分けるというものであり、重層的なものである。前者は一つの制度であり、対外貿易の様式である。しかし、後者は、企業が対外貿易を経営していく中において従うべき重要な原則であるにすぎない。

第二に、対外貿易の国家独占制は、あらゆる対外貿易業務を専門の国家機関にすべて集中した、対外貿易部がすべてを一手に握った完全独占経営である。これに対して、統一対外というのは、企業の自主経営、損益自己負担というやり方をみとめ、これを保護するという条件の下における国家管理である。

第三に、対外貿易の国家独占制に課せられた、解決しなければならなかった最も重要な任務は、「建国後まもないソビエト共和国の経済が、帝国主義独占の組織的な拡張にさらされないように防衛することであった」<sup>(23)</sup>。これに対して、統一対外ということの主要な任務は、貿易経営単位の国際市場における相互の過当競争を回避させるということにあった。つまり前者は、「ロシアを債務奴隷にして自分の殖民地にかえようとしていた帝国主義者の経済的侵略から、国を確実にまもった防壁であった」<sup>(24)</sup>。これに対して、後者はさらに市場開拓をすすめ、輸出を拡大するためのものであった。前者は経済的侵略からの防衛に重点があり、後者は貿易を伸張させて

(23) [ソ連] И.П. 法明斯基著、金茂遠譯「当代國際貿易」、中国對外經濟貿易出版社、1983年、273頁。

(24) 「蘇聯政治經濟学教科書」、中国語翻譯本、人民出版社、1955年6月（初版本）、348頁。ソ同盟科学院經濟学研究所著、マルクス・レーニン主義普及協会訳「經濟学教科書」、第3分冊、合同出版社、1955年、562頁。

いくことに重点があったのである。

第四に、対外貿易の国家独占制を実行していくためにとられる手段は、高度集権的な行政的方法、また指令性計画等の強制的手段である。これに対して、統一対外ということを実行するためにとられる手段は、行政的、法的また経済的な調整手段である。

第五に、対外貿易の国家独占制の理論基礎は、社会主義物財経済理論である。これに対して、統一対外ということの理論的基礎は社会主義商品経済論である。前者は、価値法則と市場メカニズムをしりぞけた必然的な結果といえる。これに対して後者は、社会主義の条件の下でも価値法則を尊重し、市場メカニズムを十分に運用していたことの産物といえる。前者には大きな歴史的限界性があるが、後者には現実的な広範な適応性がある。

いずれにせよ、ソ連の実行してきた対外貿易の国家独占制と我国の統一対外という貿易体制は、根本的に異なる2つの概念といえる。これらは断じて混同してはならない。近年我国の輸出の中で出てきている盲目的競争と、いわゆる“水貨”問題は、主として統一的に対外貿易を処理するという原則を真剣に徹底して実行しなかったことによって生じてきたのであるが、このことは必ずしも「国家独占制を強調しないこと」<sup>(25)</sup>と必然的な関連はない。このことからわかるように、国家独占制を貿易の統一対外ということを実行するための強力な理論的武器であるとする捉え方は、理論的根拠に乏しいといえる。

ソ連の対外貿易の国家独占制は、対外貿易上の所有権、管理権、経営権を「国家機関」そのものに集中し、企業の相対的に独立した経済的地位と企業の自主権とを根底的に否定し、企業の積極性を抑圧したというのが、筆者の見方である。正にそのことのゆえに、「統一」の対象を失ってしまった。ましてや、統一対外などといったことの可能性などありえようもない。

(25) 童書興『關於我国有外貿經營權企業的統一對外問題』、「江蘇對外經貿論壇」、1986年第1期。

これに対して、我国の統一対外というこのやり方は、社会主義商品経済という条件の下で、対外貿易を発展させるための依拠すべき実践的条件なのである。もし、国家独占制を統一対外ということと入れ替えるならば、あるいは前者が本元で後者はそこから派生したものだとして、両者を混同するならば、我国の貿易体制改革は止めにすべきであって、改革する客観的必然性はないのだということになってしまう。したがって、我国の貿易体制改革は、伝統的な対外貿易の国家独占制という束縛を解き放ち、「各部門の積極性を発揮させようとするためには、統一対外貿易という原則を実行しなければならない<sup>(26)</sup>」というこの立場を堅持し、今日の国際貿易の発展の必要性に対応した、中国的特色をもった、活力ある新しいモデルを漸次つくり上げていかなければならない。

ソ連の対外貿易の国家独占制が、社会主義商品経済の発展の客観的な要求にうまく合っていないというのなら、なぜソ連と一部の東欧諸国でこの体制が何十年も存在することができたのか、一部の人はこの問題を出してくる。これは、筆者の見るところ、ソ連が永い間理論的に社会主義計画経済を単純化して、一面的かつ絶対化してきたという、この認識と深くかかわっているのだと思う。

現在ソ連共産党中央委員会は、経済体制と対外貿易体制に対して、「局部的改良に止まらず根本的改革を行わなければならない」という方針の指導のもとで、改革を推し進めており、経済体制と貿易体制改革はすでに新しい段階に入っている。先頃ソ連対外貿易部部長アリストーフは、「新しい時代の任務に応える対外貿易」という一文の中でつぎのようにのべている。

「世界各国の相互依存が不断に発展するのは、世界経済の発展と国際分業の深化の結果であり」、輸出を拡大し経済効率またその利益を大きくしていくためには、「先ず工業企業と工業部門に、輸出のための生産の積極性を発揮させるようにするという問題を解決していかなければならない。

(26) 「中共中央關於經濟体制改革的決定」, 単行本, 34頁。

…工業と貿易の結合をさらによくしていかなければならない」, 「対外貿易部門が工業部門や企業と緊密に連繫し, 双方の利益を国外市場の需要に結びつけていく新しい形をどのようにして見出していくかが求められる<sup>(27)</sup>」。また, 輸出専門の生産企業をつくるという問題を真剣に検討していかなければならない。

これらのことはすべて, ソ連が国家独占制の貿易体制改革という問題に積極的に取り組んでいることを物語っている。内外の経験を集約して焦点をしぼること, 現代の国際貿易の発展傾向と我国の国情から出発して, 伝統的な国家独占という固まった型のものの改革を通じて, 漸次中国的特色をもった“内活外統”(国内経済を活性化し, 外に対して統一してことにあたる)の対外貿易体制をつくり上げていかなければなるまい。

---

(27) 「国際経貿消息」, 1986年6月24日。